

平成27年第1回那須烏山市議会2月臨時会（第1日）

平成27年2月16日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

◎出席議員（17名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	小森幸雄
18番	平塚英教		

◎欠席議員

14番 樋山隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一

環境課長	栗 友 二
都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第2号 那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理及び使用料条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。大変御苦勞様でございます。

ただいま出席している議員は17名です。14番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成27年第1回那須烏山市議会2月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

9番 久保居光一郎議員

10番 渡辺健寿議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第2号 那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理及び使用料
条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 議案第2号 那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理

及び使用料条例の制定についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理及び使用料条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災をし、その後、解体をいたしましたJR大金駅前の旧那須烏山市観光物産センターの跡地利用といたしまして、大金駅利用者の利便性の向上、観光情報発信基地、地域の交流活動の場の提供等を目的といたしました現在、建設中の那須烏山市大金駅前観光交流施設の設置、管理及び使用料に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、商工観光課長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それでは、命によりまして、那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理及び使用料条例の制定についての御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。最初の第1条につきましては、本条例制定の趣旨でございます。この条例は、地方自治法に基づきまして、大金駅前観光交流施設の設置等について定めるものであります。

次に、第2条におきましては、大金駅前観光交流施設の設置の定義、名称及び位置、施設機能を定めたものであります。なお、第2条第3項中の（6）その他の施設とは、男女別トイレ、身体障害者用と育児用ベッド機能が併設されました多目的トイレであります。

次に、第3条につきましては、施設の管理を指定管理者に行わせることを定めるものでございます。本施設は、当初、普通財産として公設民営の形での管理方法も検討していたところでございますが、林野庁の森林、林業、再生基盤づくり交付金の国庫補助金事業の交付の決定を受けたことに伴いまして、行政財産としてコンパクト化されました大金駅の補完機能としての役割を果たすべく、指定管理者制度のもと、適正管理者の選定を行うこととしたものであります。

次に、第4条につきましては次のページですが、市民、観光客、駅利用者の利便性の向上、

情報発信基地拠点、イベント開催における中心的役割に寄与すべく、大金駅前観光交流施設で行う業務内容を定めたものであります。

次に、第5条と第6条と一緒に説明しますが、本施設の利用時間と休日を定めたものであります。利用時間につきましては、JR烏山線の4番列車、午前8時48分発と、10番列車、午後5時57分発までの運営時間を基本としており、休日につきましては、現在、山あげ会館や民間の和紙会館など市内観光施設のほとんどは毎週火曜日が休日でありますので、その統一を図るものとしております。

次に、第7条から第11条までをまとめて御説明申し上げます。本施設を使用する際の使用の許可等について定めるものであります。本施設は、大金駅前という立地条件を生かし、地域交流の場の提供も積極的に行いたいと考えております。

次に、第12条につきまして、次のページをお開きください。第12条につきましては、本施設を使用する際の使用料を定めたものであります。当該使用料は、指定管理者の収入として収受させることにより、積極的な施設の使用促進を促すことにより、地域のにぎわいを取り戻したいと考えております。なお、当該使用料につきましては、次ページの別表に規定しておりますので、行政財産使用料条例に準じた額となっております。

次に、第13条から次のページにかかっていますが、第13、第14条について御説明申し上げます。この条例は、本施設の使用における使用者の義務を定めたものであります。

第15条につきましては、遵守事項及び指示について定めるものであります。

最後に、第16条につきましては、本条例の施行に関する必要事項の委任についての定めとなっております。

なお、本条例の施行につきましては、平成27年4月1日から施行することを予定しております。

以上で本条例についての補足説明とさせていただきますので、何とぞ慎重御審議の上、可決、御決定くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） まず、今、御説明いただきまして、前からこれはいろいろやっておりますので、中身はよく理解をしていたんですけども、今、別表7というところがございまして、ここには料金が入っております、500円とか1,000円とか20円と。これ、消費税が上がるということになっておりますが、前にこういう料金を決めるようなときには、消費税が

上がったときでも対応ができるようなスタイルでやるのが普通じゃないのかというようなことだったかと思いますが、これは10%に上がっても料金は変えないつもりで、わざわざ、強い意志をここであらわしているのかなというふうに思うわけですが、気がつかなかったのなら気がつかなかったで結構なんですけれども、こういうところ、一体この中身は消費税にどういうふうに対応するのか。国のほうは消費税は必ず値上げしなさいと、自分でみずからのみ込むんじゃないよなんていう指導もあるようなんですけれども、その辺、いかがでございますか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 消費税の話につきましては、先ほどの説明の中でも行政財産使用料条例とあわせてつくりましたので、それと同じ金額でつくったということで、今後、その消費税が上がることに伴う条例についての変更については、全体的な内部の中で調整していただいてもらうことで考えております。

以上です。

○8番（渋井由放） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第2号の大金駅前観光交流施設設置でございますが、管理及び使用料条例の制定ということでございまして、この条例を後付けにしているいろいろな進めるというような前の説明があったんですけれども、やはり条例を設置しないと、あとあといろいろな問題が起きるでしょうということで、議会のほうの進言に基づいて条例を先に決めるということになったと思います。

それで、この条例制定後、この間、いろいろな交流会館に向けてのさまざまなスケジュール等が示されたかなというふうに思うんですけれども、もう一度改めて、この大金駅前観光交流施設の業者の選定の仕方とか、それに向けてのタイムスケジュール、そして、それが決まってからどのような状況で開館の日を迎えるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

さらに、別表の関係でございますが、指定管理料をこの間の説明では396万円ですか、毎年、平成27年度から平成29年度までお支払いをすると、こういうことになると思うんですけれども、これは運営者に対してお支払いをすると思うんですが、ここで地域交流室とか芝生広場とかイベント広場というところの利用料については、これは市のほうに入ると。指定管理者のほうに入る、どっちなんですかね。その辺、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 今回の設管条例につきましては、臨時議会を開いていただき

ましてありがとうございます。それに基づきまして、本日、これが決定されました後には、これから応募をかけるということで募集をかけます。やはりこの施設の規模からいって、2週間ほどの募集期間が必要だろうと。（「いつからいつまで」の声あり）明日からですね。明日から2週間で予定していきまして、2週間後というとなら大体3月6日金曜日あたりが募集期間になるかと思っております。

その後、募集があったものを書類審査して、指定管理選定委員会のほうにかけまして、業者の選定をして仮契約をし、その後、議会のほうに提案し、議決決定をしていきたいと思っております。それによって、5月の連休前にはオープンになるのかなというふうに予測しているところでございます。

次に、別表7の使用料につきましては、全て指定管理者の収入になりますので、指定管理者がいろいろなイベントを計画をして収入を得るということで、そういう考えを持っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今、この条例が配付になって、まだ全部読み終わらないんですが、二、三気づいたことについて御質問申し上げます。

まず、第3条ですが、これは結局、この建物については、指定管理者を定めて指定管理者がこの運用を行うということに、もう頭から決めておくようですね。ただし、指定管理者が決まらなかった場合、その場合は市長が管理することもできると。そのように解釈するのかと思います。

それで、この第3条の第3項なんですが、指定管理者が行う管理の業務の範囲は次のとおりと、4つほどありますね。これは大体内容は理解できます。具体的に1枚開いてもらいますと、第4条に事業というのがありますね。これは第4条、観光交流施設において、次に掲げる事業を行うということですが、これもやはり指定管理者が全て行くと、そのように理解してよろしいのでしょうか。これが1点です。

次に2点目は、第6条に休日がありますね。これは休日を火曜日にした理由ですね、なぜ火曜日にしたのか。図書館なんかは月曜日が休日になっていますが、この火曜日にした理由についてお伺いをいたします。

それと、もう一つ、第4条の中の第2項に、地域特産物とか農産物の販売とありますが、これは指定管理者がこの施設を今度は管理、運営を請け負ったとしても、この辺の農産物の販売、これ以外に利益の道はないと思うんですが、それにこのその下の第3項の民芸品、工芸品等の展示、即売、これもできるのでしょいかね。これらでおよそどのぐらいの収入を見込んでいる

のか。これについて3点目、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） ただいま3点の質問がありましたので、順次説明を申し上げます。

まず、第4条につきましての内容は、指定管理者が市民とか観光客、駅を利用する方の利便性の向上を目的に、先ほど説明しましたが、情報の発信基地やイベントを開催するのは全て指定管理者が行い、収益を上げてもらうということになっております。

2番目の休日を毎週火曜日としたことですが、基本的にこの駅前の観光交流施設ということですので、観光を主にした施設ということで、休日を設定するにあたりましては、いつがよろしいかという検討の中で、ほかの施設、山あげ会館とか和紙会館という観光施設が毎週火曜日が休みということで、それに合わせたほうがよろしいかということで、休日を火曜日にしたところでございます。

次に、この施設を指定管理者が行う場合の収益等々につきましてはどういう計算をされているかということですが、最初の施設、そして、新しくつくった施設でございまして、また、規模的に小さい施設ですので、収益的なものは数字的なものは考えておりませんが、支出的なものを考えて、今回、指定管理の金額を決めたところでございまして、指定管理者が施設のものをいろいろな地域の物産を入れ、そして、もし食品を販売するのであれば、衛生法をとって自分でいろいろなアイデアを持ちながら、ノウハウを持ってこの施設を運営してもらい、収入を上げていただきたいという考えで、プロポーザルによる応募をするということでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） おおむねわかりましたが、その販売額についてなんですが、課長、前回の全員協議会の中で説明されたのは、年間の管理指定料が396万円ということでしたね。その中で人件費は230万円を含むと。これは久保居議員からも話がありましたが、230万円ぐらいでは到底1人分ですね。しかし、これまでの議員に対しての説明では、常時2名は必要だろうということになりますと、少なくともこの売上げの利益が1人分ないと、この指定管理者は運営できないのではないかと思います。

そうしますと、仮にこの230万円の利益を上げるのには、どのぐらいの販売額が必要なのか。この辺のところも私、やっぱり担当課としては十分検討すべきではないかと思っています。現在、その案がないというなら、ここで答弁を求める考えはございません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今の中山議員の質問と同じような質問で恐縮なんですけれども、この後に出てくる補正予算の396万円、指定管理料です。それで、この前の全員協議会の説明のときには、さまざまな経費を含めて残りが、今、中山議員が言われたように230万円ぐらいが人件費だろうというような推算をしているようでございますけれども、この第6条に休日というのがございます。これで計算すると、額面どおりに受けとると、年間休日が54日になるのかな。年末年始、それから毎週火曜日休みということだと54日が休み。残りの311日、300日超ですね、これが稼働日となるのかな。

そうすると、この間の説明だと、1時間733円と言いましたね、大体。それでいくと、あつぷあつぷ。230万円やっそこ払い切れるかどうか。これに雇用保険とか労災とか入ってくると、これだけの稼働日数をやるのに人件費が230万円で果たして足りるのかなというふうに心配をしているところであります。

それから、これも今、中山議員からも質問がありましたけれども、販売利益、もう1人、1.5人ぐらいね、確保するにしても、150万円から200万円ぐらい物産館の中で利益をとらないと、現実ですよ、現実、指定管理の人のローテーションというか、それは難しいんじゃないかなというふうに思っております。

これに関連することは私も3月議会の一般質問でしたいと思っておりますから、余り深くはお聞きしませんが、もう一度、全員協議会のときに言われたその396万円のいろいろな費用、指定管理者が負担する費用についての御説明を再度いただきたいということと、これは今、言っておきますけれども、あくまでもこの第4条に書いてあります事業、市内の観光地及び観光施設の案内に関する事、地域特産品農産物の販売に関する事、民芸品、工芸品といろいろ書いてあります。地域交流イベント、これにはやはり人が外に出向いて市内のいろいろなこういう特産品をつくっているところとか、あとは陶芸なんかもあるでしょう。そういうところに人が行って調べて、そして、情報を発信するというような職員の出入りがあると思うんですが、そういうときにも、先ほど言ったように1人の人件費で間に合うのかどうかというのが、本当に私は疑問に感じております。

あとのことは3月の一般質問の中で聞きたいと思っておりますけれども、その内訳についてちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） まず、指定管理のですね、債務負担かけますが、396万円

につきましては上限額でございますが、中身につきましては管理費ということで、管理費というのは人件費とか警備費、清掃費、通信運搬費、外構管理費等が管理費、そして、光熱水費にかかる相当額を指定管理料として積算をしたものでございまして、それが396万円となっております。

先ほど人件費が1人ということですが、1人を1年間、私ども、休日を含めて310日を見ていますが、1日10時間という制約の中で、午前、午後で5時間ずつやっていただければ賄えるのかなということで考えております。

この指定管理の応募の条件ですね。運営できる法人、その他の団体ということでございますので、2人以上の指定管理者を申し込みした団体は2人以上の方ですので、その中で人をうまく回しながらこの施設を運営できるという判断のもとで、上限額の金額で3年間、普通、指定管理は5年間が基本ではございますが、初めての施設でもあり、施設の規模が小さいことでもありということを考えて、今回、3年の中での指定管理ということで、3年後に見直すために短い期間、3年間に指定管理期間をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において、議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第2号 那須烏山市大金駅前観光交流施設設置、管理及び使用料条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月から供用開始となる大金駅前観光交流施設を、指定管理者制度により平成27年度から平成29年度まで3年間を管理委託するための債務負担行為を補正計上するものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 確認を、これは確認でございます。これは平成27年度から平成29年度まで3年間ということございまして、これ、正式に指定管理を決めて、平成27年度は何月からお願いをするかあれなんです、例えばそれは10カ月とか11カ月とか、こういうふうになるのかなと思うわけございまして、年度ごとであればですよ。4月1日からもうできて、オープンができれば年度ぴったりになるのかなとは思いますが、その辺、準備期間も入れて4月1日から頼むというようなことの中でのお金の割り振りになっているのかなとは思いますが、その辺の確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） ただいま渋井議員がおっしゃったとおり、準備期間を含めて4月1日から契約をして、この中に金額が入っておりまして、半ばごろに運営を開始したいなと思っております。

以上です。

○8番（渋井由放） 了解です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 先ほどもちょっと指定管理料について言いましたけれども、この補正予算も1年間396万円掛ける3年間で1,188万円ということで上程されておりますので、また、この部分で聞きたいと思うんですが、先ほども伺いましたけれども、1時間当たり大体733円ですね。それは間違いのないね、人件費のあれね。

そうすると、今、観光協会が指定管理をされている。それから、図書館も指定管理ですね。その辺の指定管理にかかる人件費、これ、733円ぐらい、その整合性はあるんですか。それとも、施設によって違うんですか。その辺のまずは確認を1点したいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 図書館についてはちょっとわかりませんが、龍門ふるさと館との人件費の関係は統一というか、施設の規模によって私のほうでは、今回、賃金については最低賃金で計算をさせていただいているところでございます。

龍門ふるさと民芸館は延べ床面積が498平米ですね。大金駅前が109平米ということで、龍門の約22%の施設の延べ床面積が狭いので、それも含めて今回、そのような指定管理全体の指定ですので、その中での人件費はそういうことで計算をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、課長、その管理する施設の規模によって違うの、これ。ちょっとその辺の。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 失礼しました。人件費を考える上での参考ということで、規模を含めたものとして1つの人件費を計算する上での参考としたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） これは規模とか何かというのは関係ないと思う。やっぱり人が1人働くのには、規模が大きかろうが、小さかろうが、まして、この勤務時間10時間をお願いするということでやっているのに、規模が大きいから、例えば時間給が高いとか、そういうのは関係ない。それはおかしいと思いますが、いかがですか。これ、課長で答えられなかったら、誰、これ、担当。ちょっと教えてください。規模は関係ないでしょう。1人をお願いするとい

うことは、規模が大きいから高いとか、規模が小さいからとか、そういう規模は関係ないと思うんだな、おれは。どうですか。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） ただいまの質問でございますが、規模の大小、例えば屋内のあるいは屋外の管理、これは若干変わるかと思えますけれども、人件費を除いてですね、その施設の維持管理費、いわゆるただいま申し上げました施設内の清掃、屋外の付随する例えば庭園ですね、そういうのがありましたらそういう維持管理で若干高くなるかと思えますが、人件費に限ってみれば、施設の大小については、いわゆる給料といえますか、賃金といえますか、それについてはそういう大小で異なるものではないというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議長（佐藤昇市） 再開します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。債務負担行為議決の時期についてお伺いしたいと思います。

指定管理者はこれから募集をし、管理料を決定するわけでありますが、まだ管理者も管理料も決定する前に、債務負担行為の額、3年間合わせて1,188万円というのをこの場で決定していることに少々私、疑問を持っているわけなんです。これよりも安くなるかもしれないし、これで果たして決まるかどうか等々、管理者があらわれなかったということになりますと、もうせっかくここで今回、債務負担行為の議決をしても、これは何にもならないんですが、この時期にこの債務負担行為の補正の議決をしてよろしいものか。私、疑問を持ったものですから質問したわけです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいま債務負担行為設定の時期について御質問をいただきました。債務負担行為の設定の時期については、公募の方法によって二通り考えられるのかなというふうに思っております。

1つは、今回のように、公募に際して基準額を示した上で公募をする場合。それと、そういった基準額を示さず、事業者の提案によってプロポーザルを行う場合、その二通りの方法によって時期が違ってくるのかな。

今回は基準額を設定して、事業者を公募するというところでございますので、当然その公募に際して、予算の裏付けをいただく必要があるということで、今回、債務負担行為を設定をさせていただいたところでございます。

なお、基準額を設定しないプロポーザルの場合には、プロポーザルの結果によって指定管理料の額が決定するわけでございますので、指定管理者の指定の議決とあわせて債務負担行為を確定した額で設定をさせていただくということでございますので、今回は前者の考え方で、プロポーザル前に債務負担行為の設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この大金駅前観光交流館については、もう何カ月か前に3月いっぱい完成するということは新聞にも報道されております。ですから、強い関心を持っている方、業者かまたは個人、団体があるかもしれませんが、それらの方々から、既に指定管理を受けてもいいよというような問い合わせか何かそのようなお話があったのでしょうか。これ1点お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうには、そういう指定管理の申し込みの募集があるのかという、窓口には2人の方、2団体が来ておりますし、電話でも1件ほどあったそうでございます。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 私も全員協議会の際に、大変厳しい予算ではないかということでお話をさせていただきました。人件費230万円程度ということに対して、1人の雇用が発生すると思うんですが、久保居議員からもお話があったように、1.5人、2人という体制をとらなきゃいけない状態の中で、行政側のほうはやはりボランティアという形での運営を望んでいるのか。そのあたりのお話をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、事業がこれだけの第4条における事業内容、さらには第3条における3番目の業務の範囲ということで設定されておりますが、やはり3年間の実績というものもやはりこのぐらいまでもって行ってほしいというような目標値、さらには効果とかいうものを設定しながら、予算を執行されていくつもりであるのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 指定管理料の話で、人件費が内訳として表示されていますので、説明してありますので、そのような厳しいという話がありましたが、先ほども最低1名の人件費的なものを計上しておりますので、その中で全体的な申し込みの団体がいろいろなアイデアを持って、情熱を持って募集に応募してくださるということも含めて、私ども、コミュニティビジネスという観念のもとで、どうにかやっていってもらえる方が募集に来てくださるということを信じて、繰り返しますが、3年間という指定管理をさせていただいているところでございます。

回答にならないかと思えますけれども、そんなことで募集をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） このような指定管理の運営体制の中で、やはり3年間均等ということではなくて、最初は手厚く、そして、徐々に自主運営を促すというサポート体制というのがやはり望まれると思えますので、やはりこの3年間均一に、毎年同じだよという形ではなく、最初はせめてでも本当に50万円、100万円、1.5人分、2人分の人件費、そういうものを上乗せしながら、来年度はその分は自主運営ということで頑張ってくださいというような市のサポート体制というものがないというのが、私は非常に問題ではないかと思えます。

やはり住民の自主的な活動を促すというところの考え方を変えていただかないと地域が育たないというのは、私は本当に皆さんにわかっていたきたいというふうに思っておりますので、少しお話をさせていただきました。回答は結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第1号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算について

て、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

○議長（佐藤昇市） 以上で平成27年第1回那須烏山市議会2月臨時会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

〔午前10時50分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年5月13日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 久 保 居 光 一 郎

署 名 議 員 渡 辺 健 寿